

各 位

2022年5月30日

会社名

東京都港区新橋三丁目20番1号

代表者名

東和フードサービス株式会社  
代表取締役社長CEO 岸野 誠人  
(コード番号: 3329 東証 スタンダード)

問合せ先

取締役執行役員管理本部本部長 長谷川 研二  
TEL: (03) - 5843 - 7666

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年7月28日開催予定の第23期定時株主総会での承認を前提として「監査等委員会設置会社」への移行すること、及び同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、より透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待によりの確に 대응する体制の構築を目指します。

また、取締役会の業務執行決定権限を広く取締役に委任することを可能とすることで、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定及び執行のさらなる迅速化を図ってまいります。

##### (2) 移行時期

本年7月29日開催予定の第23期定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

##### (3) その他

本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

#### 2. 定款変更

##### (1) 変更の目的

①上記1.に記載の通り、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規程の新設並びに監査役会及び監査役に関する規程の削除等、所要の変更を行うものです。

②「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が本年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

③上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年7月28日(予定)

定款変更の効力発生日 2022年7月29日(予定)

以上

(別紙 定款変更の内容)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u>	(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 (削除) (削除) <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第10条 (条文省略)	第6条～第10条 (現行どおり)
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
第11条～第14条 (条文省略)	第11条～第14条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削 除)
第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類(連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む。)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	
(新 設)	(電子提供措置等)
	第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとる。</u>

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条～第18条

第16条～第18条

(条文省略)

(現行どおり)

第4章 取締役および取締役会

第4章 取締役および取締役会

(員数)

(員数)

第19条 当社の取締役は、8名以内とする。

第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は8名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする。

(選任方法)

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(現行どおり)

(現行どおり)

(新設)

4 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

(新設)

5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員または補欠により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了す

(削除)

る時までとする。

(新 設)

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(新 設)

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役の中から、取締役会長、取締役社長、取締役CEO、取締役COO、各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。また、取締役会は、必要に応じて、新たな役付取締役の地位を創設し、当該役付取締役を定めることができる。

2 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長、取締役CEO、取締役COO各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。また、取締役会は、必要に応じて、新たな役付取締役の地位を創設し、当該役付取締役を定めることができる。

(取締役の責任免除)

第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める額を限度として免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

(取締役の責任免除)

第23条

(現行どおり)

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条

(条文省略)

(取締役会の招集権者および議長)

第24条

(現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役全員の同意がある

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集

ときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。

の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)  
第26条

(取締役会の決議方法)  
第26条

(条文省略)

(現行どおり)

(取締役会の決議の省略)  
第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

(取締役会の決議の省略)  
第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)  
第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会の議事録)  
第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

第29条

第29条

(条文省略)

(現行どおり)

(報酬等)  
第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(報酬等)  
第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

(新設)

(重要な業務執行の決定の委任)  
第31条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査役および監査役会

第5章 監査等委員会

(員数)  
第31条 当会社の監査役は、3名以上とする。

(削除)

(選任方法)

(削除)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 当会社は会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

(削 除)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

3 前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(監査役の責任免除)

(削 除)

第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令に定める額を限度として免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

(常勤監査役)

(削 除)

第35条 監査役会は、その決議により常勤監査役を定める。

(監査役会の招集通知)

(削 除)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

(削 除)

<p><u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	(削 除)
<p><u>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	(削 除)
<p><u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	(削 除)
<p><u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を設置することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会の決議は議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(会計監査人の選任)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第37条 会計監査人は、株主総会の決議によっ</u></p>



て選任する。

(新設)

(会計監査人の任期)  
第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(新設)

(会計監査人の報酬等)  
第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第6章 計算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年4月30日とする。

(中間配当の基準日)

第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当を行うことができる。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第45条 金銭による剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

2 前項の金銭による剰余金の配当には、利息をつけない。

附 則

(改廃)

第1条 本定款の改廃は、取締役会の審議を経

## 第7章 計算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年4月30日とする。

(中間配当の基準日)

第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当を行うことができる。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第44条 金銭による剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

2 前項の金銭による剰余金の配当には、利息をつけない。

附 則

(改廃)

(現行どおり)

た後、株主総会で決定する。

(新 設)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第2条 当社は、監査役（監査役であったものを含む。）の第23期定時株主総会終結の前の行為に関する会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。

(新 設)

第3条 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3 本附則第3条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。